

◇大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、一般サウナ設備の構造の基準等を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和8年3月31日から施行することにしました。

(消防局予防部予防課)